

お問い合わせの多い質問

【振込】

質問	回答
第一種奨学生の振り込みが急になくなった	給付奨学生と併せて第一種奨学生を受給する場合、 給付奨学生の支援区分に応じて、 第一種奨学生の貸与月額が調整されます。(以下 URL 〈第一種奨学生併給調整について〉) 給付奨学生と併せて利用する第一種奨学生の貸与月額 (併給調整) JASSO 親御さんの収入等に変化があるなどによって支援区分が 変更になった場合、振込額が増える可能性もあります。 第二種奨学生(利子あり)を申請することも可能です。
奨学生の振込先に選べる金融機関は?	日本国内の銀行(ゆうちょ銀行含む)、信用金庫、労働金 庫、信用組合のうち <u>本人名義</u> の普通口座に限る(上記の 取り扱う金融機関であれば、インターネット支店でも利 用可)

日本学生支援機構 奨学生月額一覧 (国公立大学) (参考)

		自宅通学	自宅外月額	〈高等教育修学支援制度による授業料減免〉
学部	給付奨学生	第Ⅰ区分	29,200円 (33,300円)	66,700円 全額免除
		第Ⅱ区分	19,500円 (22,200円)	44,500円 3分の2免除
		第Ⅲ区分	9,800円 (11,100円)	22,300円 3分の1免除
	貸与奨学生	第一種奨学生	20,000円・30,000円・ 45,000円から選択	20,000円・30,000円・ 40,000円・51,000円から選択 ※給付奨学生は、同時に貸与を受けることができる 第一種奨学生の月額に上限があります。
		第二種奨学生	20,000円から120,000円までのなかから1万円単位で選択	
大学院	貸与奨学生	第一種奨学生	〈博士前期課程〉50,000円・88,000円から選択 〈博士後期課程〉80,000円・122,000円から選択	
		第二種奨学生	50,000円・80,000円・100,000円・130,000円・150,000円 から選択	

※給付奨学生は、世帯の所得金額に基づく区分に応じて、上記のとおり振り込まれます。()内は、生活保護を受けている生計維持者と同居している方等の金額です。

※申込時の家計収入が一定額以上の場合は、各区分の最高月額以外の月額から選択することになります。

※詳細は、日本学生支援機構HPにて確認してください。

【自宅外通学】

自宅外通学…学生本人が生計維持者(父母)と別居し、学生本人の居住に係る家賃を学生本人または生計維持者が負担している、かつ「自宅外通学の要件」のいずれかに該当している状態

(以下 URL 〈自宅外通学の要件〉)

[自宅外通学の取扱いについて | JASSO](#)

※[通学形態変更届書類はこちら](#)

質問	回答
自動更新のため、賃貸借契約書の上の契約期間の記載が当初契約時の期間のままとなっていて、今の月日が含まれていない場合どうすればよいか。	賃貸借契約書のほかに、追加書類を提出いただく必要があります。以下のいずれかを準備してください。 ・公共料金の領収書のコピー(領収書内に住所・物件名の記載必須) ※請求書不可 ・家賃の領収書更新した賃貸借契約書の写し(契約更新のお知らせは不可)
通学形態変更届(自宅外)を提出したが、スカラネットパーソナルに反映されていない	(ケース 1)給付奨学生に採用される(奨学生番号が発行される)前に通学形態変更届を提出している場合、JASSOで不受理となります。 →給付奨学生番号判明後に、通学形態変更届を学生係へ提出してください。 (ケース 2)スカラネットや在籍報告の入力時の申請のみ →指定書類の提出をしない限り反映されませんので、学生係まで書類の受け取りにお越しください。